

神戸市水道公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の14の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月1日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
神崎川ポンプ場 導水ポンプ3号インバータ等改修
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市水道局経営企画課
神戸市中央区橘通3丁目4番2号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和7年2月20日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
関西支社長 小笠原 安成
大阪市北区角田町8番1号
- 6 随意契約に係る契約金額
46,200,000 円（税込）
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項の理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号による（既に調達をした物品等につき、既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。）